

## (Daily 日本史) ~律令軍制~

### 【問】 2002年 福岡大学 人文(歴史/英語/東アジア地域言語), 経済(産業経済)

次の文章(「 」内の文章)を読み, その次の文章(A~E)の中で, 下線部分(あ~さ)に誤っているものがあれば, それを訂正する正しい語句を語群から選び, 解答欄にその番号を記入せよ。正しければ番号〔44〕を記入せよ。また設問 i の答えは正確な漢字で解答用紙に記入せよ。

「大和政権の時代から7世紀後半までの軍制は, 中央では一定の軍事力が組織されていたが, 地方ではまだ組織的な軍隊はつくられていなかった。地方での兵力の編成と動員は, その地域地域の, かつての国造などがおこなっていたとみられる。しかしながら浄御原令の施行の前後をさかいにして, 地方の軍制は大きく変化する。つまり公民の中から一定の率で兵士をとり, これを編成して各地方に軍団をつくる, いわゆる律令の軍団制が施行されたのである。

律令制の下での兵士役は, 公民にとっては生身の労働力でおさめる租税の一種であり, 律令に何種類もきめられている公民の租税の中で, もっとも重たい負担であったといわれている。兵士役は公民たちの生活を直接的に破壊し, 彼らの逃亡の原因ともなった。かくして平安時代初期には, 兵士役そのものを変更せざるをえなくなったのである。」

- A 律令制の下で, 公民の重たい負担のひとつが兵士役であった。その負担は1人の兵士をだせば, その戸はほろびるといわれるほど重たいものであった。その兵士役は、新羅の軍制にならった徴兵制であり, 正丁3~4人に1人の割合で兵士として徴発された。
- B 兵士たちは諸国の軍団に配属されて, 一定期間の軍事訓練を継続してうけた。兵士に徴せられた者は、租・庸・調が免除されたが, 個人装備(武装)や食料は、自弁で調達する定めであった。
- C 諸国の軍団兵士の一部は交替して上京し, 軍事関係の官庁に配属された。勤務期間は1年任期の原則で, 宮城の護衛などにつくものが、兵衛である。1年任期といっても実際には長く留められて, さまざまな労役に使役された。兵衛は軍事関係の官庁の中でも, 左右兵衛府に配属された。
- D 軍団兵士の一部は大宰府の警固所に配属されて, 北部九州の防備にしたがった。勤務期間は3年任期が原則であった。はじめ全国(主に、畿内)の兵士から選んでいたが, 730年には、畿内の兵士に限り, 8世紀末には, この制を廃して、西海道の兵士をあてた。
- E 792年に桓武天皇は, 東北・九州を除いて軍団を廃止し, 郡司の子弟を集めた新たな地方兵制をつくった。この兵制を、選士の制という。

設問 i 9世紀はじめ天皇と上皇の対立によって、双方から政令がだされて混乱が生じた。この事件の過程でつくられた令外官の役所で、天皇側近に侍して機密の文書や訴訟をあつかう役所を何と叫ったか。その役所名を記せ。

[語 群]

- |          |            |            |
|----------|------------|------------|
| 11 統 領   | 12 衛 卒     | 13 健 児     |
| 14 衛 士   | 15 舍 人     | 16 近 衛     |
| 17 政 所   | 18 兵馬所     | 19 防人司     |
| 20 南海道   | 21 山陽道     | 22 山陰道     |
| 23 東 国   | 24 壱 岐     | 25 対 馬     |
| 26 中 男   | 27 良民・賤民   | 28 次 丁     |
| 29 庸・雑徭  | 30 調・庸     | 31 調・雑徭    |
| 32 百 濟   | 33 高句麗     | 34 唐       |
| 35 左右衛士府 | 36 彈正台     | 37 近衛府     |
| 38 官支給品で | 39 軍団から借りて | 40 里長から借りて |
| 41 国 司   | 42 浮浪人     | 43 富豪浪人    |

**【解答】**

あ 34

い 44

う 29

え 44

お 14

か 35

き 19

く 23

け 44

こ 44

さ 13